

第4回 佐倉市文化財保存活用地域計画策定協議会 議事録

出席者 (敬称略)	事務局	佐倉市文化課：猪股、松田、小林、須賀、小倉、遠藤 ランドブレイン株式会社(LB)：宮脇、安武		
	委員	濱島委員、小島委員、外山委員、鶴岡委員、京極委員、慶田委員、佐々木委員、菅澤委員(稲村委員代理)、鴨志田委員、鈴木委員、榎本委員、柴田委員		
日時	R5.5.31 14:00～16:00	場所	佐倉市立中央公民館	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・委員名簿 ・佐倉市文化財保存活用地域計画(素案) ・佐倉市文化財保存活用地域計画(概要版) 			

内容

佐倉市文化財保存活用地域計画の策定に向けて、主に文化財の保存・活用に関する課題・方針(第5章第3節)、措置と推進体制(第6章)、関連文化財群及び文化財保存活用区域(第7章)について会議形式による意見交換を行った。

1. 文化財の保存・活用に関する課題・方針(第5章第3節)、措置と推進体制(第6章)

○今後のスケジュールに関する確認

・今後の会議等の進め方はどのように予定しているのか。(委員)
 ⇒最終的には今年度の12月に計画の認定を目指しており、本会議の後には、6月11日に文化財審議会を開催し、いただいた意見を反映しつつ、文化庁と協議しながら進めていく。また、7月の半ばには政策調整会議を経て、市としての方針を固め、教育委員会議で議決を取り、その後8月上旬にパブリックコメントを実施する。8月中には計画案を確定し、文化庁に提出する。その後、文化庁による国の各省庁との調整を経て認定となる。策定協議会での内容の検討は今回が最後となり、8月の第5回では完成の報告を予定している。今後は個別にご意見を承る。(事務局)

○佐倉市の歴史文化に関する意見

・歴史文化の⑤「地域で継承される祈りの諸相」について、特徴を「祈り」に限定するべきではない。宗教は様々であり、必ずしも祈りではない。例えば「祈りと暮らし」にすれば身近な生活に関する特徴も含めることができる。(委員)

・5つの歴史文化については、細かい文言で気になる部分がある。例えば、①では「印旛沼」について記載されているが、印旛沼は元来「香取海」という大きい内海の一部であるため、印旛沼周辺だけでなく、より広い視点で位置付けるべきである。(委員)

○措置の具体性に関する意見

・よくまとまっているため、大きな要望は無いが、もう少し踏み込んだ内容にするべきではないか。市民にとって歴史文化を自分事に感じられるかという部分が弱い印象である。例えば、方針21の「まちの博物館化」にもある通り、佐倉の場合は統括する機能が無いため、本来であれば博物館が担う機能をソフト的にどのように補っていくのかが課題となる。課題としてあげていることは良いが、書いただけで終わってしまうのではないか。現在は、ホームページ上でバーチャルの博物館を作ることができ、TwitterなどのSNSを通じて都度発信していくことはどの自治体もやっているため、それを佐倉市でも目指すべきである。(委員)

・未だ点としての文化財の捉え方になっており、面的になっていない。昔の暮らしや土地利用、景観など、地域の歴史自体がベースにあり、その上で注目するものが文化財である。点の文化財のみを大事にしても市民にとっては自分に関係ないものになってしまう。(委員)

・取組を全部一遍にはできないため、強弱や緩急が必要ではないか。(委員)

・認定を受けた後は具体的にどのように計画を実現していくのか。(委員)

⇒具体的な措置は現在58件で数多くあるが、基本的には、これまでに文化財行政で取り組んできていることの継承となっているため、全てが新しい事業ではない。これらを計画として方向性を整理し、緩急を付けて効果的に実施していくことが今回の地域計画を作る意義となっている。また、第3章の中で、これまでの把握調査や保存・活用の取組について近年のものをまとめており、計画として落とし込んでいる。(事務局)

・措置56に「他市町の取組の評価・検証」とあるが、具体的にどのように評価するのか。また、「市町村」ではなく「市町」である意図は何か。(委員)

⇒「市町」については「市町村」の誤りである。評価・検証については、本市に関連する取組に限り、例えば日本遺産などの連携体制にある自治体や、類似する歴史文化がある市町村において効果的な取組が行われている場合に、担当者への聞き取りなどを行い、佐倉市にも活かしたいと考えている。(事務局)

⇒「評価」より「検証」が主になると考えられるため、「評価」ではなく「参考」などの表現が良い。(委員)

○措置の実施期間に関する意見

・第6章の「実施期間」について、具体的なスケジュール感を伺いたい。例えば、措置33では、前期と後期が実施期間となっており、中期は空欄となっているが、これはどういうイメージなのか。(委員)

⇒実施期間の凡例については第6章の第1節で記載している。実線は重点的に実施する期間、点線は継続的に実施する期間を示している。措置33については、文化課としては前期で旧今井家住宅を対象に、後期で旧平井家住宅を対象にするイメージであるが、魅力推進課などの他部局と協議した上で調整したい。(事務局)

・計画の進め方について、各取組を検証するタイミングを記載する予定はないか。各実施期間や推進体制の中で、あるいは第1章の計画期間の説明の中でPDCAサイクルなどの手法を記載してはどうか。(委員)

⇒方針の22で「地域計画の推進・進行管理による実効性の確保」として記載している。実際には、文化財審議会では事業の報告等を毎年行っていることから、その中で各取組の進捗について意見交換することを想定しており、第6章第3節の推進体制の中でも記載している。(事務局)

⇒進捗の確認は重要事項であるため、別途、見出し等を付けて強調した方がいいのではないかと。(委員)

・実施期間について、計画期間は8年であるが、これを前期・中期・後期の3期間にどのように分けるのか。毎年行う進捗のチェックともどのように整合するのか。(委員)

⇒概ね前期3年、中期2年、後期3年を想定している。また、計画期間中は必要に応じて内容の変更等の手続きは可能である。(事務局)

・今の段階で、中期の事業については2年間だけの実施ということになるのか。(委員)

⇒中期のみの設定は無いが、例えば、措置12については、期間ごとに実施するステップを想定している。(事務局)

○措置の財源に関する意見

・他の市町村では、措置の表の中に財源について記載している事例が多い。これにより、具体的に誰が予算を負担するのかが明確となるとともに、国や県の補助金を使う場合にも明記が必要ではないか。(委員)

⇒以前の案では記載していたが、文化庁と協議する中で、逆に1つ1つ細かく記載してしまうとそれ以外の財源が使えなくなるのではないかと指摘があったため、現在は第6章の第1節で幅広く位置付けている。(事務局)

⇒財源とは言わないまでも、事業を具体化していくためには、担当課を記載するべきではないか。主体が明確でなければ、各課照会の際に自分の課とは関係ないものとして無視されてしまう可能性もある。(委員)

・あくまで地域計画は全体の計画として、認定を受けた後に個別の実実施計画などが行われるのか。(委員)

⇒認定後、市としては中長期的な実施計画などで財源等とあわせて取組の位置付けを行い、地域計画に基づいて順次実施していく。(事務局)

○課題に関する意見

・方向性①-大方針②の課題について、「歴史文化を知りたくないもの、知らなくてよいものという認識があり」と記載があるが、そういったアンケート結果などがあるのか。(委員)

⇒各課題については協議会での意見を踏まえている。大方針②については、学校などの学習においてそういった危惧があることが意見として挙げられていた認識である。表現が難しいが、取組が押しつけにならないようにしたいと考えている。(事務局)

⇒文化財に対しては多様な価値観があり、個人で捉え方が異なるという表現が良いのではないか。(委員)

・情報発信については大変重要な課題であるが、観光客などの市の外に対する取組については具体的にどのように考えているのか。(委員)

⇒市ではこれまでも情報発信を行っているが、その方向性やアプローチの手段・内容についての整理が不十分であったという課題を踏まえ、まず措置4では、ターゲットを「歴史文化を知らない人」とした場合に、発信していくべきメッセージを明確にしていくことを位置付けている。これを基に方針③と④では、新体験と追体験を軸とした普及啓発や、ツールとして主に SNS における発信の強化、今年3月の「夢咲くら館」のオープンに併せて整備されたデジタルアーカイブにおける情報公開などを推進することを位置付けている。(事務局)

・博物館の課題に関連して、文化財を個人で管理しきれないという現状があるが、収蔵庫などの保管場所に関しては計画の中で位置付けていないのか。(委員)

⇒具体的には触れていないが、現在は既存の収蔵庫にて受け入れなどの相談に対応している。ただし、スペースが十分には無いため、佐倉の歴史文化に関連するものに限り、対応している。(事務局)

⇒そういったことが記載されていないと取組として全く行われていない印象となってしまう。(委員)

⇒古文書等については、佐倉図書館の市史編纂担当の部署で保管場所を確保している。また、美術工芸品については市立美術館、その他の考古資料や民俗資料などは文化課で預かり、特に貴重な資料については歴博にも一部寄託を依頼している。以前からの懸案事項であるため、積極的に検討したい。(事務局)

⇒市全体として文化財を統括できていないことが課題である。この機会に学芸員の増員などの対応をするべきである。その上で、デジタルアーカイブ等で検索できるだけでなく、展示を通して発信していくことができると良い。(委員)

⇒文化財は実際に現物を展示することで理解できるようになる。博物館については早く実現することを願っている。(委員)

○重点施策に関する意見

・第6章では、赤字の措置が重点施策であり、かつ実施期間で実線となっている期間は重点的に実施するということになっているが、措置7~9の重点施策の中で措置8のみ中期が点線になっていることや、措置1が前期のみ重点となっていることなどは、計画期間内の予算的な優先度を示しているのか、あるいは達成できる期間等を見

積もっているのか。(委員)

⇒措置8で中期が点線となっているのは、毎年実施することが体制や予算的に難しいため、前期で編集・発行したものを中期で継続的に販売などを実施していく想定となっている。措置1については、前期でこれまでに Rowe ていかなかった把握調査について新しい体制を重点的に整え、その後は継続的に調査を実施していくことを想定している。要望があれば検討し、必要に応じて見直しを行うことも考えられる。(事務局)

○記載の表現に関する意見

・措置1の概要の中で「寺社仏閣」という記載があるが、これは大規模な建築等を連想させるため、特別なものだけ取り上げる印象になってしまう。一般的な寺社にも地域の歴史的な価値があることに留意し、「寺社」か「社寺」の表現にするべきである。(委員)

○建築物の活用に関する意見

・措置33では、「旧今井家住宅・旧平井家住宅の効果的な活用・魅力向上のための保存整備」とあるが、非常に曖昧な表現となっている。どのように活用するのか具体的な提案が欲しい。旧今井家住宅については城下町の中心に位置するため、ガイドなどの拠点にもなる。博物館の課題に対し、住宅の裏庭などが利用できるのではないか。(委員)

⇒魅力推進課としては、旧今井家と旧平井家について、観光グランドデザインの「観光 W コア構想」の中で取組を位置付けており、集客だけでなく、飲食や宿泊、物販などの消費を促す活用に向けて準備を進めている。今年度からはお試して民間施設として使ってもらい、民間事業者に意見を聞きながら具体的な活用の方針を今年度中に決定していく予定である。(委員)

⇒取組主体として、我々NPO などにも声かけていただきたい。飲食だけでは住宅の歴史などが伝わらず、勿体無いと考える。(委員)

2. 関連文化財群及び文化財保存活用区域(第7章)

・5つの歴史文化と併せて細かい文言で気になる部分があるため、別途個別に指摘させていただきたい。(委員)

以上